

## 食用ほおずきのデザイン及び愛称の使用基準

### (目的)

第1 この使用基準は、南会津地方の新たな特産品となる可能性の高い食用ほおずきに着眼し、食用ほおずきの高付加価値化に向け作成したデザイン及び命名した愛称（「ほおずき姫」）を、南会津郡内に住所を有する個人又は所在する法人その他の団体（以下「団体等」という。）が使用する際に必要となる手続き等を定めるものとする。

### (定義)

第2 デザインとは、別紙の画像をいう。

### (使用手続き)

第3 デザイン及び愛称を使用する者（以下「使用者」という。）は、事前に使用届出書（第1号様式）を福島県南会津地方振興局に提出しなければならない。

### (使用の条件)

第4 使用者は、次のいずれにも該当しなければならない。

- 1 食用ほおずきの生産者又は商品の製造者が南会津郡内であること。
- 2 商品の原料が南会津郡内産の食用ほおずきを使用していること。
- 3 デザイン及び色の変更は行わないこと。

### (届出内容の変更)

第5 使用届出書を提出した後に届出内容と異なる使用をする場合は、使用変更届出書（第2号様式）を福島県南会津地方振興局に提出しなければならない。

### (台帳整理)

第6 福島県南会津地方振興局は、使用届出事項について、整理簿（様式第3号）で整理記録する。

### 附則

この使用基準は、平成24年8月1日から施行する。

別紙

